

**平成 2 5 年第 2 回定例会（ 1 2 月議会）**  
**建設部 提出資料**

**建設委員会**

**【議案関係】**

○ 河川砂防課	秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部を 改正する条例案について	1
○ 河川砂防課	成瀬ダム第 1 回基本計画変更について	3
○ 港湾空港課	公の施設の指定管理者の指定について	5

# 秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について

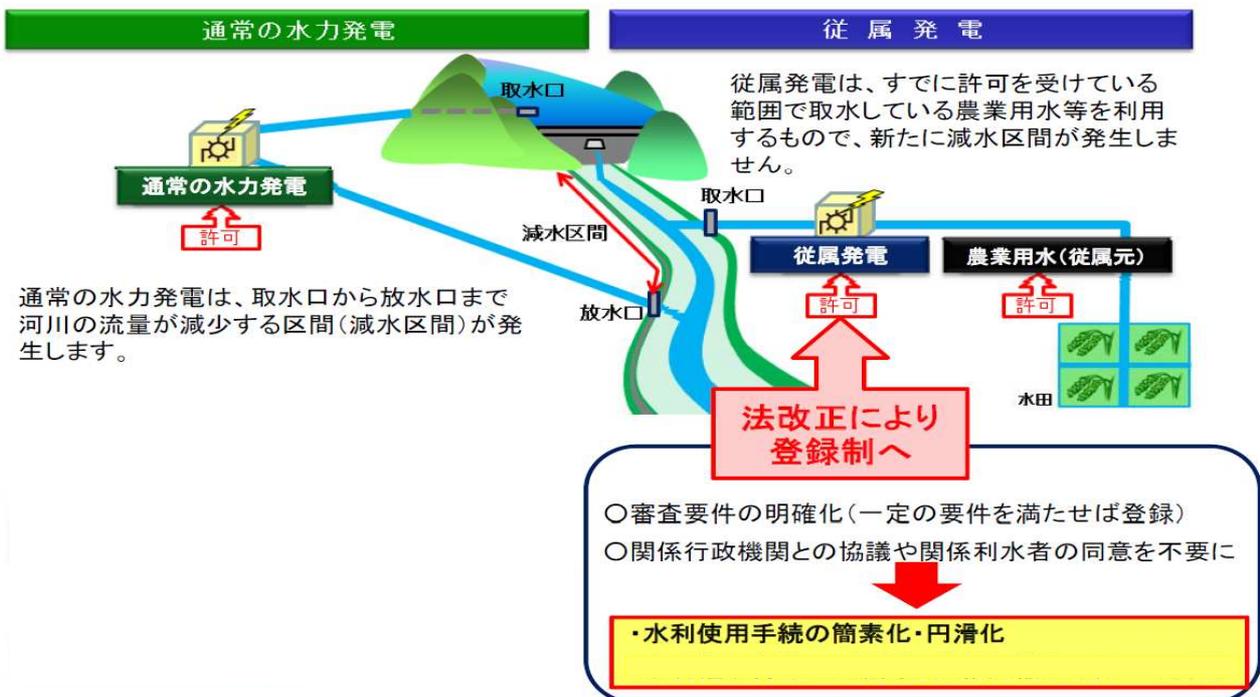
平成25年12月4日  
河川砂防課

## 1. 概要

- 国土交通省は、小水力発電（最大出力1,000KW未満）の導入を促進するため、従属発電等について許可制に代えて登録制を導入することとし、平成25年6月12日に、河川法を改正した。
- 併せて、登録を受けたものからも流水占用料を徴収することができることとした。
- 知事は、秋田県河川流水占用料等徴収条例の規定により、許可を受けた者から流水占用料を徴収することができるが、登録を受けた者からも徴収できるようにするため条例の一部を改正する。

## 2. 条例の改正内容

- 河川の流水の占用に係る登録を受けた者から流水占用料を徴収することとする。（第2条関係）
- その他所要の規定の整備を行うこととする。



新	旧
<p>(流水占用料等の徴収及び額)</p> <p>第二条 県は、法第二十三条の許可又は法第二十三条の二の登録を受けた者から流水占用料を、法第二十四条の許可を受けた者から土地占用料を、法第二十五条の許可を受けた者から土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。</p> <p>2 流水占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、許可又は登録をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(流水占用料等の徴収方法)</p> <p>第四条 流水占用料等は、許可又は登録をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料又は土地占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日まで徴収するものとする。</p> <p>(流水占用料等の不還付)</p> <p>第五条 既に徴収した流水占用料等は、還付しない。ただし、法第七十五条第二項の規定による処分を受けたとき又は天災その他の不可抗力によって三月以上流水を占有することができなくなったときは、流水占用料等の全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(流水占用料等の徴収及び額)</p> <p>第二条 県は、法第二十三条の許可を受けた者から流水占用料を、法第二十四条の許可を受けた者から土地占用料を、法第二十五条の許可を受けた者から土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。</p> <p>2 流水占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、許可をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(流水占用料等の徴収方法)</p> <p>第四条 流水占用料等は、許可をした日から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料又は土地占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日まで徴収するものとする。</p> <p>(流水占用料等の不還付)</p> <p>第五条 既に徴収した流水占用料等は、還付しない。ただし、知事が法第七十五条第二項の規定による処分をしたとき又は天災その他の不可抗力によって三月以上流水を占有することができなくなったときは、流水占用料等の全部又は一部を還付することができる。</p>

# 成瀬ダム第1回基本計画変更について

平成25年12月4日  
河川砂防課

## 1 概要

雄物川水系成瀬川において建設事業中の成瀬ダムの基本計画変更について、平成25年11月14日付けで国土交通大臣から意見を求められた。特定多目的ダム法第4条第4項の規定に基づき、知事の意見案について県議会の議決を経るため、議案を提出する。

## 2 経緯

**成瀬ダム**（雄勝郡東成瀬村 雄物川水系成瀬川 総事業費 約1530億円）

目的：洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道、発電

昭和58年度 実施計画調査着手

平成9年度 建設事業着手

平成13年度 成瀬ダムの建設に関する基本計画 告示

平成24年度 ダム検証の結果、対応方針「継続」決定

## 3 基本計画変更内容

### ①洪水調節計画の変更

- ・洪水調節について、ダム地点の計画高水流量と洪水調節量を変更

平成19年度に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」の洪水防御計画において、雄物川流域全体の河道・ダム等の配分について、既設ダムを含めた施設配置の再編成等により、洪水調節量が見直されたことによる変更。

	現行	変更
計画高水流量	470 m <sup>3</sup> /s	<b>460m<sup>3</sup>/s</b>
洪水調節量	370 m <sup>3</sup> /s	<b>410m<sup>3</sup>/s</b>

### ②水道計画の変更

- ・水道の取水量の変更、ダム使用权の設定予定者の変更

湯沢市長より平成25年6月21日付けで利水計画の変更依頼（取水量の減量）がなされたことを受けての変更、併せて過去の市町村合併によるダム使用权設定予定者名の変更。

	現行	変更
ダム使用権設定	湯沢市 4,390m <sup>3</sup> /日	湯沢市 <b>2,329m<sup>3</sup> /日</b>
予定者名、	増田町、平鹿町、十文字町 7,840m <sup>3</sup> /日	<b>横手市</b> 7,840m <sup>3</sup> /日
日最大取水量	西仙北町、南外村 2,995m <sup>3</sup> /日	<b>大仙市</b> 2,995m <sup>3</sup> /日
合計(日最大取水量)	15,225m <sup>3</sup> /日	<b>13,164m<sup>3</sup>/日</b>

### ③貯留量、取水量及び貯留量の用途別配分の変更

- ・湯沢市（水道）の取水量減量に伴う総貯留量及び有効貯水容量の変更

	現行	変更
総貯留量	78,700,000 m <sup>3</sup>	<b>78,500,000 m<sup>3</sup></b>
有効貯留量	75,200,000 m <sup>3</sup>	<b>75,000,000 m<sup>3</sup></b>

### ④建設に要する費用の負担者及び負担率の変更

現行		変更	
国及び秋田県		国及び秋田県	<b>99.1%</b>
水 道	湯沢市	水 湯沢市	<b>0.10%</b>
	増田町、平鹿町、十文字町	道 <b>横手市</b>	0.36%
	西仙北町、南外村	<b>大仙市</b>	0.14%
発電	0.3%	発電	0.3%

### ⑤工期の変更

- ・工期を平成29年度から平成36年度に変更

ダム検証に要した期間の追加及び、材料採取計画の検討に要する期間の追加に伴い工期を延長。

現行	変更
昭和58年度から平成29年度までの予定	昭和58年度から <b>平成36年度</b> までの予定

## 4 知事の意見（案）

特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項の規定による成瀬ダムの建設に関する基本計画（平成13年国土交通省告示第887号）の変更については同意します。

## 5 事務処理の流れ

- H25. 11 国土交通大臣より秋田県知事あて意見照会
- H25. 12 知事の意見案について**議会の議決**
- H25. 12 県議会議決後、秋田県知事が国土交通大臣へ意見回答
- H26. 3 国土交通省 第1回基本計画変更告示 予定

# 公の施設の指定管理者の指定について

平成25年12月4日  
港湾空港課

## 1 議案の概要

議案	施設名称	指定管理者
第210号	秋田県マリーナ施設 (秋田・本荘・男鹿マリーナ)	(株)マリーナ秋田
第211号	船川港金川多目的広場	男鹿市

指定期間は、平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

## 2 指定管理者の候補者選定

### (1) 公募

- 1) 募集期間 平成25年7月8日（月）～9月20日（金）
- 2) 周知方法 県広報及び県のホームページで周知
- 3) 申請状況 各施設に対して1団体から申請

### (2) 候補者選定に係る委員会の設置

- 1) 外部委員4名、内部委員1名の計5名（公募委員については応募者なし）
- 2) 委員の構成

専門分野等	氏名	所属・職業
民間事業者	川島 哲夫	新日本海フェリー秋田支店 支店長
建築計画学	込山 敦司（委員長）	秋田県立大学 システム科学技術学部 准教授
港湾施設	千葉 秀樹	国土交通省秋田港湾事務所 所長
財務・会計	福井 治	福井治税理士事務所 税理士
内部委員	佐々木 則夫	秋田県建設部 次長

### (3) 選定委員会の開催

- 1) 第1回選定委員会の開催（10月11日）
- 2) 第2回選定委員会の開催（10月28日）

## 3 候補者の選定結果

### (1) 秋田県マリーナ施設（秋田・本荘・男鹿マリーナ）

#### 1) 評定点

選定基準	県民の平等利 用の確保 (必須)	営業所の 位置 (必須)	設置目的の 効果的達成 (25点)	効率的な 管理運営 (25点)	適正・確実 な管理能力 (40点)	その他必 要な事項 (10点)	合計 (100点)
申請団体 (株)マリーナ 秋田	○	○	19.2	15.5	28.8	7.4	70.9

## 2) 選定結果

「(株)マリーナ秋田」を指定管理者の候補者として選定する。

## 3) 委員の主な意見

- ・安全管理面の取り組みが評価できる。
- ・合計点が概ね7割を満たしており、候補者として問題ない。
- ・経常赤字のため収支計画等の項目に高い評価はつけにくいですが、今後の計画性は認められる。

## (2) 船川港金川多目的広場

### 1) 評定点

申請団体	選定基準	県民の平等利用の確保 (必須)	営業所の位置 (必須)	設置目的の 効果的達成 (25点)	効率的な 管理運営 (10点)	適正・確実 な管理能力 (45点)	その他必 要な事項 (20点)	合 計 (100点)
男鹿市		○	○	17.2	7.0	30.3	14.8	69.3

## 2) 選定結果

「男鹿市」を指定管理者の候補者として選定する。

## 3) 委員の意見等

- ・男鹿市が主に市民の利用する施設として、維持管理に積極的に関わっていることが伺える。
- ・安全管理面に積極的に取り組んでほしい。

## 4 指定管理者となる団体(案)の概要

### (1) 秋田県マリーナ施設(秋田・本荘・男鹿マリーナ)

- 1) 名 称 株式会社マリーナ秋田
- 2) 所 在 地 秋田市飯島字堀川118番地
- 3) 代 表 者 代表取締役 遠藤 実
- 4) 設 立 年 月 日 平成6年11月1日
- 5) 従 業 員 数 7名(正規職員)
- 6) 類似事業の受託実績
  - ・秋田県マリーナ施設指定管理業務(平成18年4月～)

### (2) 船川港金川多目的広場

- 1) 名 称 男鹿市
- 2) 所 在 地 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
- 3) 代 表 者 市長 渡部 幸男
- 4) 類似事業の受託実績
  - ・船川港金川多目的広場指定管理業務(平成16年8月～)